

旭川市工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、旭川市の工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、1件の設計金額が500万円以上の工事については、工事主管課及び総務部工事検査課が行い、500万円未満の工事については、工事主管課が行うものとする。

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事監督員（旭川市請負工事監督要領に規定する工事監督員のうち、監督員、主任監督員及び総括監督員をいう。以下同じ）及び検査員（旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第29条に規定する検査員をいう。以下同じ）とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事施行成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）により、別に定める工事施行成績評定基準に基づき、工事ごとに行うものとする。

（評定表の作成等）

第5条 評定は、工事監督員にあつてはしゅん功のときに、検査員にあつてはしゅん功検査のときに、それぞれ作成するものとする。

2 工事検査課は、監督員、主任監督員及び総括監督員の評定等の内容に疑義のあるときは、必要に応じて再評定を求めることができる。

3 工事施行成績評定表は、検査員が所属する課において保管する。

（評定結果の通知）

第6条 通知の対象とする工事は、設計金額が500万円以上の工事とする。

2 工事検査課は、対象工事の検定後工事主管課に対し、評定表と項目別評定点（別記第2-2号様式）の写しを検定調書と共に送付するものとする。

3 工事主管課は、工事検査課から送付された評定表及び項目別評定点をしゅん功書類と共に契約課に送付するものとする。

4 契約課は、工事主管課から送付された項目別評定点と共に、工事成績の評定結果について（別記2-1号様式）の通知書を作成し、請負人に送付するものとする。

（評定の修正）

第7条 工事主管課及び工事検査課は、評定結果の通知をした後において必要があると認めるときは、評定を修正することができる。この場合における手続については、前条を準用する。

（説明請求等）

第8条 契約課は、第6条第1項及び第7条の評定結果を通知するに当たっては当該結

果を通知した日の翌日から起算して 14 日（旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条に規定する本市の休日を除く。）以内に書面により評価結果の内容について本市の説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

2 契約課は、前項の説明を求められたときの手続は、以下に掲げるところによる。

(1) 契約課は、請負人から書面が提出されたときは、直ちに当該書面を工事検査課に送付しなければならない。

(2) 工事検査課は、契約課から前号の書面が送付されたときは、工事施行成績評価評価委員会の審議を経て評価結果に係る説明書を作成し、直ちに契約課に送付しなければならない。

(3) 契約課は、工事検査課から説明書が送付されたときは、直ちに請負人に対して当該説明書（別記第 3 号様式）を送付しなければならない。

（評価の取りまとめ）

第 9 条 工事検査課は、当該年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までしゅん功した工事に係る評価を基に、建設工事請負業者の格付要領の職種別及び格付区分により請負人別評価点を作成して契約課長に通知するものとする。

（補則）

第 10 条 この要領に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 従来の工事成績評価要領及び旭川市工事施行成績評価結果通知試行要領は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

[illegible]

別記第 2 - 1 号様式

旭 契 第 号
年 月 日

(請負人) 様

旭川市長
(総務部契約課担当)

工事施行成績の評定結果について(通知)

貴社が受注した工事について、旭川市工事成績評定に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果について疑問があるときは、その説明を求めることができます。

説明を求める場合は、 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成検査年月日 年 月 日

4 評 定 点 点

5 修 正 評 定 点 点

6 修 正 理 由

注 1 本文中、説明を求める場合の日付は、通知をする翌日から起算して 14 日目の日を記入する(土曜日、日曜日及び休日は含まない)。

2 「5 修正評定点」「6 修正理由」欄は、既に通知した評定点を修正する場合にのみ記入し、それ以外の場合は当該欄を削除すること。

項 目 別 評 定 点

工事名 _____

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.442 点
	II 配置技術者	/ 4.123 点
2 施工状況	I 施工管理	/ 12.963 点
	II 工程管理	/ 8.022 点
	III 安全対策	/ 8.882 点
	IV 対外関係	/ 3.782 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 14.963 点
	II 品質	/ 17.643 点
	III 出来ばえ	/ 8.500 点
4 工事特性	I 工事特性	/ 7.540 点
5 創意工夫	I 創意工夫	/ 5.720 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	/ 4.420 点
7 法令遵守等		
8 その他		
評 定 点 合 計		/ 100.000 点
評 定 点		点

別記第 3 号様式

旭 契 第 号
年 月 日

(請負人) 様

旭川市長
(総務部契約課担当)

工事施行成績の評定結果の説明について(回答)

年 月 日付けで受け付けました工事施行成績の評定結果の説明は次のとおりです。

工 事 名	
評定結果の説明	
備 考	